

社会福祉法人和光会評議員報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第9条の規定に基づき社会福祉法人和光会(以下「法人」という。)の評議員報酬及び旅費の基準を定め、経費の適正な支出を図ることを目的とする。

(評議員の範囲)

第2条 前条に定める評議員とは、法人の定款第5条に定める評議員をいう。

(報 酬)

第3条 評議員の報酬については、定款第9条に定められた各年度の総額を超えない範囲で別表1のとおり支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員の費用弁償については、別表2に定める額を支払う。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月19日より施行する。

別表 1

評議員会出席報酬

職名	金額(単位:円)	備考
議長	15,000	評議員会出席1回につき
評議員	8,000	評議員会出席1回につき

平成29年6月19日より施行する。

別表 2

費用弁償

役職	金額(単位:円)	備考
評議員	3,000	評議員会等出席1回につき

なお、月額20,000円を限度とし、旅費の実費相当分を含む。

平成29年6月19日より施行する。